

製造、加工委託の規約

株式会社サイアロン（以下「当社」という。）は、お客様が当社に委託される蛍光体等の本製造物の本製造又は本加工対象物の本加工を本規約に基づき実施いたします。

本規約にご同意いただける場合のみ、当社に蛍光体等の本製造物の本製造又は本加工対象物の本加工を所定の手続きに従ってお申し込みください。お客様がお申し込みいただいた時点で、当社は、お客様が本規約にご同意いただき本委託されたものとみなさせていただきます。なお、本規約は、予告なしに改定することがありますので、あらかじめご了承ください。

第1条（定義）

「本製造物」とは、当社又はお客様が開発若しくはお客様が指定する蛍光体、その他の各種製造物のうち、「個別契約」によって、その都度お客様が指定された蛍光体又はその他の製造物を総称していう。

- 2 「本製造」とは、前項に定める本製造物の製造をいいます。
- 3 「本加工対象物」とは、お客様が開発若しくは所有し、個別契約によって、その都度お客様が指定された加工対象物をいいます。
- 4 「本加工」とは、前項に定める本加工対象物に対する個別契約によって、その都度お客様が指定される単一又は複数の加工処理をいいます。
- 5 「本加工物」とは、本加工対象物に本加工の処理をしたものをいいます。
- 6 「本委託」とは、本製造又は本加工の委託をいいます。
- 7 「秘密情報」とは、個別契約の対象事項に関する開示者から受領者に書面又は有体物の交付によるかを問わず「秘密情報」として開示された本製造又は本加工に関する開示者の技術情報、本委託の内容、結果、個別契約の内容、締結の事実並びに本委託の遂行にあたり知り得た相手方の技術上及び営業上の一切の情報をいいます。

なお、書面で開示者の技術情報を開示する場合は、その書面に「秘密情報」と表記するものとします。又、有体物以外の形式で開示された開示者の技術情報が秘密情報とみなされるためには、有体物以外で開示されてから30日以内に、書面で秘密情報を特定

し、それに秘密情報と表示し、受領者に交付するものとします。

但し、下記の情報は、秘密情報とはみなされません。

- (1) 開示者から受領者に開示された時点で、公知の情報
- (2) 開示者から受領者に開示された後、受領者の過失によらず公知になった情報
- (3) 開示者から受領者に開示された時点で、受領者が適法に保有していたこと受領者が証明することのできる情報
- (4) 法律上開示する権利を有する第三者によって、受領者に対し開示されている情報、又は
- (5) 法令・政府機関によって、開示が必要とされている情報。但し、受領者が、かかる開示につき、開示者に対し事前の書面による通知を行い、その当該期間が開示された情報の開示範囲及び使用範囲を限定するよう合理的な努力を行ったことを条件とする。

8 「個別契約」とは、個別の本製造又は本加工に関する本規約及び本規約の第4条に規定するお客様が作成し、当社に提出する本委託の発注書（又は、注文書。）及び当社が作成し、お客様に提出する受注書（又は、受注確認書。見積書を含みます。）を総称していいます。

第2条（目的）

お客様は、本規約及び個別契約に基づき本委託を本委託を当社に委託し、当社は、これを受託します。

2 当社が、本委託の一部又は全部を、第三者（以下「再委託先」という。）に再委託する場合は、お客さまの書面による事前の同意を得るものとします。なお、お客さまの書面による事前の同意を得て、当社が本委託を再委託先に再委託する場合は、当社は、本規約に基づき当社が負うのと同様の義務を再委託先に課し、当該義務の履行をお客さまに保証いたします。

第3条（本規約の基本契約性）

本規約は、お客様と当社間でその都度締結する本委託の個別契約において特に本規約の適用を除外又は変更する旨の両社による合意がなされない限り、全ての個別契約に適用されるものとします。

第4条（発注書、受注書の内容と個別契約の成立）

前条に基づく個別契約は、お客様所定の発注書に（1）本製造物の物質の名称（組成式等）、数量、希望納期、注文年月日及びその他の本製造物の本製造に必要とする内容、又は、（2）本加工の内容（方法、条件等）、数量、希望納期、注文年月日及びその他本加工に必要とする内容を記載した発注書等を当社に発行したのちに、当社が見積書に記載の委託料、納期を含む受注書をお客様に交付したときに成立するものとします。

なお、当社は、お客様から受注書の交付の要請がない場合は、当社は、受注書の交付を省略することができるものとします。

当社が見積書又は受注書の内容がお客様の発注書の内容と異なる場合は、当社の規定が優先します。

第5条（本委託の内容変更）

個別契約の成立後、本委託の内容を変更する必要がある場合は、お客様又は当社はその旨を書面等にて相手方に通知し、協議の上、個別契約を変更することができるものとします。合意した内容を個別契約書に定めます。

- 2 前項に基づく本委託の内容変更により個別契約の委託料に増減が生じたときには、別途これを精算するものとします。

第6条（本加工対象物とその技術情報の提供）

お客様は、本委託の実施に必要な十分な量の本加工対象物を当社に提供するものとします。当社は、お客様から提供された本加工対象物を解析、分析してはならないものとします。

- 2 お客様は、当社に本委託に必要なとお客様が判断する範囲で本加工対象物に関する情報・資料（必要な安全性情報を含む。）及び本加工の方法と条件等（以下、総称して「お客様の技術情報」という。）を開示・提供するものとします。但し、お客様が第三者との契約で開示・提供できないものは除きます。

第7条（原材料等の調達）

当社は、お客様が提供する本加工対象物又は支給する原料等を除き、本委託に必要な原材料等を当社の責任のもとに調達するものとします。但し、原材料等の調達に問題が生じた場合は、お客様及び当社で協議するものとします。

第8条（納入、引き渡し）

当社は、個別契約書に基づき、本委託の数量の本製造物又は本加工物を、合意した納

期までにお客様の指定する場所へ当社の費用負担で納入します。

- 2 本製造物又は本加工物が当初のお客様の希望する納期に所定数量の全部又は一部を納入できない事情が生じたとき又はその恐れがあるときは、当社は、直ちにその理由及びあらたな納入予定時期等をお客様に申しでて、お客様と当社で協議のうえ、以後の取扱を定めるものとします。

なお、当社には、当該納期の遅延による責任は、ないものとします。

- 3 お客様は、当社による本製造物又は本加工物の納入後、2週間以内に数量についての受入検査を行うものとします。受入検査の結果、数量不足を発見したときは、速やかに書面又は電子メールにより当社にその旨を受け入れ検査後、2週間以内に通知するものとします。受入検査結果の通知が本製造物又は本加工物のお客様への納入日から4週間以内に当社に通知がない場合は、当社は、数量不足はなかったものとみなします。お客様の受入検査による数量不足の結果に当社に異議がない場合は、当社は、お客様の別段の指示がない限り、自らの負担において、次号に定める処置をとるものとします。

- (1) 数量不足の場合：お客様及び当社で協議して新たに定めた納期までに不足分を納入します。

第9条（個別委託料の支払い）

当社が個別契約書に定める数量の本製造物又は本加工物を納入した場合は、請求書をお客様に発行します。お客様は、委託料（消費税等を含む。）を請求書に従い当社に支払うものとします。振込料は、お客様の負担です。

- 2 当社が個別契約書に定める数量の全部又は一部の本製造物又は本加工物を納入しない場合は、お客様には、当社に対する本委託料の全部又は一部の支払いの義務はありません。但し、納入分の本委託料は、お支払い願います。

第10条（進捗の報告）

お客様は、何時でも当社に対し本委託の進捗状況について報告を求めることができます。当社はお客様からの要請があった場合は、本委託の進捗状況を速やかに報告いたします。

第11条（提供・売却の禁止）

当社は、本規約及び個別契約に基づき得られた本製造物又は本加工物の一部又は全部を、お客様の書面による事前の同意を得ずして、第三者に提供若しくは譲渡又は売却い

たしません。

但し、当社は、当社が開発若しくは当社が所有又は権利を有する蛍光体等の本製造物をお客様以外の第三者に提供又は譲渡することができます。又、当社は、本加工と同様の加工についての受託を第三者からできるものとします。

第12条（秘密保持及び目的外使用の禁止）

当社は、お客様の秘密情報を秘密として保持し、お客様の書面による事前の同意を得ずに、これらを第三者に開示・漏洩又は提供は致しません。又、当社は、お客様の事前の許可なくしてお客様の秘密情報の複写はいたしません。

又、お客様の秘密情報及びお客様より提供された本加工対象物並びに本加工物をお客様が認めた個別契約の目的以外に使用又は利用いたしません。

- 2 当社は、お客様の秘密情報を本委託に直接携わる役員・従業員のみを開示できるものとし、当該役員・従業員に対しても当社が負うと同様の義務を負わせ、当社は当該役員・従業員の義務履行をお客様に保証いたします。
- 3 当社は、個別契約に関連して秘密保持契約を締結している場合には、それに定められている守秘義務及び使用制限義務を遵守します。
- 4 当社は、本委託の終了後又は本委託の終了以前において、お客様よりお客様の技術情報及び残余の本加工対象物の返還の指示を受けた場合は、速やかに全て（お客様の技術情報はその複写物も含まれます。）をお客様に返還するものとします。
- 5 お客様は、当社の秘密情報を秘密として保持し、当社の書面による事前の同意を得ずに、これらを第三者に開示・漏洩又は提供はしません。又、お客様は、当社の事前の許可なくして当社の秘密情報を複写はしません。又、当社の秘密情報を当社が認めた個別契約の目的以外に使用又は利用しません。
なお、個別契約に関連して秘密保持契約を締結している場合は、当社の秘密情報には、当該秘密保持契約でお客様に開示したものを含まれます。

第13条（産業所有権等の帰属）

本委託を通じて新たに得られた発明・考案等の産業財産権及びその他本委託の結果から得られた一切の権利、知見は、お客様に帰属するものとします。ただし、当社が既に所有している産業財産権及び当社が権利を所有する蛍光体及び本製造物若しくは当社固有の加工技術又は当社が単独で得た発明・考案等については、当社に帰属します。

第14条（責任の制限）

本規約及び個別契約に基づく本委託には、当社及び再委託先の責任とその費用においてこれを行うものとし、本製造又は本加工時に発生し得るいかなる事故に対しても、お客様は、その責任を負いません。但し、本製造又は本加工を安全に実施するのに必要な又は提供すべき情報がお客様から提供されない等などのお客様の責によるものは、お客様が責任を負うものとし、

- 2 本製造物又は本加工物のお客様の期待する規格、性能、機能等を有さなくても、当社は、一切の責任を負いません。
- 3 お客様が本製造物又は本加工物を使用又は第三者に提供、転売し、本製造物又は本加工物によりお客様又は第三者に損害等が発生しても当社は、一切の責任を負いません。
- 4 本委託に関わり第三者から第三者の産業財産権等を侵害していると当社が訴えられる等されて、当社に損害賠償等を請求された場合は、当社は、速やかにお客様に通知いたします。お客様は、お客様の責任と費用で当該訴え等を解決し、当社を免責するものとし、

第15条（権利義務の譲渡禁止）

お客様及び当社は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、本規約及び個別契約に定める自己の権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は担保に供することはできません。

第16条（不可効力）

いずれの当事者も、政令・規則、緊急事態の勃発、天災、戦争、戦争類似の状況、敵対行為、市民騒擾、暴動、伝染病、火災、ストライキ、工場閉鎖又はその他類似の原因（以下「不可抗力」という。）など、当該当事者の合理的な支配を超え、義務の履行に影響を及ぼす事由により生じた個別契約に基づく義務の不履行については、他方当事者に対して責任を負いません。不可抗力が発生した場合でも、お客様は、個別契約に基づき、すでに引き渡された本製造物又は本加工物の代金に対する支払義務があります。

第17条（契約解除等）

お客様又は当社が次の各号のいずれかに該当したとき、相手方は何等の手続きを要することなく、本規約及び個別契約の全部又は一部を解約若しくは解除し、併せて未払いの委託料及び被った損害の賠償を請求できるものとし、

- (1) 手形若しくは小切手を不渡りとし、又は一般の支払いを停止したとき。
- (2) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (3) 第三者より仮処分、差押、強制執行もしくは競売の申立又は公租公課滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産、会社の整理、特別清算、民事再生若しくは会社更正手続の申立を受け、又は自らこれらを申立てたとき。
- (5) 解散の決議をしたとき。
- (6) 日本国の法令に違反したとき。
- (7) 本規約又は個別契約の条項の一つにでも違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実を是正しないとき。

2 前項の各号による事由による契約解除によりお客様あるいは第三者に損害が生じた場合、当社は、お客様あるいは第三者に対して一切の責任を負いません。

第18条（有効期間）

前項の規定にかかわらず、第12条（秘密保持及び目的外使用の禁止）は、個別契約の終了後、5年間有効に存在し、第13条（産業財産権等の帰属）、第14条（責任の制限）、第17条（契約の解除等）の第2項、19（協議）、第20条（裁判管轄権）は、個別契約の終了後といえどもその効力を有するものとします。

第19（協議）

本規約及び個別契約に定めのない事項及び条文の解釈に疑義を生じたときは、お客様と当社で誠意をもって協議の上、これを解決するものとします。

第20条（裁判管轄権）

前条の協議によってもなお本規約及び個別契約にかかわる紛争が解決できない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

以上

〒305-0044 茨城県つくば市並木一丁目1番
株式会社 サイアロン
電話番号 029-860-7252